

現行（旧）		改正（新）		旧ページ
様式第1号～様式第8号（略）		様式第1号～様式第8号（略）		
様式第9号		様式第9号		
<p>工 事 着 手 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>栗東市長 あて</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所 (事業者) 氏名</p> <p>開発事業に係る工事に着手しますので、栗東市開発事業に関する指導要綱第54条の規定により届け出ます。</p>		<p>工 事 着 手 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>栗東市長 あて</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所 (事業者) 氏名</p> <p>開発事業に係る工事に着手しますので、栗東市開発事業に関する指導要綱第54条の規定により届け出ます。</p>		
協 議 番 号	年 月 日 第 一 号	協 議 番 号	年 月 日 第 一 号	
事 業 地 (地 名 地 番)	栗東市	事 業 地 (地 名 地 番)	栗東市	
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日	工 事 着 手 年 月 日	年 月 日	
工 事 監 理 者	住 所 氏 名 連 絡 場 所 資 格 、 免 許 等	工 事 監 理 者	住 所 氏 名 連 絡 場 所 資 格 、 免 許 等	
主 任 技 術 者	住 所 氏 名 連 絡 場 所 資 格 、 免 許 等	主 任 技 術 者	住 所 氏 名 連 絡 場 所 資 格 、 免 許 等	
※ 受付 処理 欄		※ 受付 処理 欄		
		注：1 添付図書 ①工程表		P44

工 事 完 了 届

年 月 日

栗東市長 あて

届出者 住所  
(事業者)  
氏名

栗東市開発事業に関する指導要綱第 55 条第 1 項の規定により開発事業に関する工事（協議番号 年 月 日 第 ー 号）が下記の通り完了しましたので届け出ます。

記

1 工事完了年月日 年 月 日

2 工事を完了した事業地の地名地番

注：1 添付図書

- ①完了後の確定丈量図
- ②開発事業に関する協議書（様式第 1 号）の写し
- ③要件処理一覧表（様式第 8 号の 2）
- ④要件協議確認書（様式第 7 号の 2）写し
- ⑤官民境界確定書及び確定図の写し
- ⑥その他条件具備処理結果図書及び関係法令許認可書写し
- ⑦工事着手前、工程、完了写真(工程写真は、構造上見えない部分を鮮明に表したものであること。)
- ⑧各種品質管理試験関係図書

工 事 完 了 届

年 月 日

栗東市長 あて

届出者 住所  
(事業者)  
氏名

栗東市開発事業に関する指導要綱第 55 条第 1 項の規定により開発事業に関する工事（協議番号 年 月 日 第 ー 号）が下記の通り完了しましたので届け出ます。

記

1 工事完了年月日 年 月 日

2 工事を完了した事業地の地名地番

注：1 添付図書

- ①完了後の確定丈量図
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- ②工事着手前、工程、完了写真(工程写真は、構造上見えない部分を鮮明に表したものであること。)
- ③各種品質管理試験関係図書

騒音規制法に基づく騒音規制基準 (単位: デシベル [dB])

区 分	朝	昼間	夕	夜間
	午前6時 ～午前8時	午前8時 ～午後6時	午後6時 ～午後10時	午後10時 ～翌日午前6時
第1種区域	45	50	45	40
第2種区域	50	55	50	45
第3種区域	60	65	65	55
第4種区域	65	70	70	60

第2種区域、第3種区域、第4種区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周辺おおむね50メートルの区域内における当該基準は、表の値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

振動規制法に基づく振動規制基準 (単位: デシベル [dB])

区 分	昼 間		夜 間
	午前8時～午後7時		午後7時～翌日午前8時
第1種区域	60		55
第2種区域	(1)	65	60
	(2)	70	65

第2種区域における学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周辺おおむね50メートルの区域及び第2種崛起(2)において第1種区域との境界より15メートルの区域内における当該基準は、表の値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

※上記の区域の確認は、栗東市環境経済部環境政策課にて確認すること。

騒音規制法に基づく騒音規制基準 (単位: デシベル [dB])

区 分	朝	昼間	夕	夜間
	午前6時 ～午前8時	午前8時 ～午後6時	午後6時 ～午後10時	午後10時 ～翌日午前6時
第1種区域	45	50	45	40
第2種区域	50	55	50	45
第3種区域	60	65	65	55
第4種区域	65	70	70	60

第2種区域、第3種区域、第4種区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周辺おおむね50メートルの区域内における当該基準は、表の値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

振動規制法に基づく振動規制基準 (単位: デシベル [dB])

区 分	昼 間		夜 間
	午前8時～午後7時		午後7時～翌日午前8時
第1種区域	60		55
第2種区域	(1)	65	60
	(2)	70	65

第2種区域における学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周辺おおむね50メートルの区域及び第2種崛起(2)において第1種区域との境界より15メートルの区域内における当該基準は、表の値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

※上記の区域の確認は、栗東市生活環境部環境政策課にて確認すること。

現行 (旧)

改正 (新)

備考

○各課別必要図書

要綱協議申請書添付図面等作成要領書

○各課別必要図書

要綱協議申請書添付図面等作成要領書

	建築物の建築を伴うもの 宅地造成・宅地分譲等													※住宅課					
	資材置場、駐車場等の造成 (露天)																		
	住宅課	都市計画課	土木管理課	交通政策課	道路・河川課	国・県事業対策課	環境政策課	スポーツ・文化振興課	教育委員会教育総務課	危機管理課	上下水道課	中消防署	農林課	農業委員会	商工観光労政課	企業立地推進課	駐車場・資材置場等	中高層建築物	開発許可に伴う協議
①協議申請書	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②開発事業概要書	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③隣接土地所有者一覧	※		○																
④説明会(協議)経過書	※																		
⑤表示標識設置報告書	※																		
⑥誓約書(開発・中高層)	※																		
⑫社員寮に関する建築計画書	※																△	△	△
迷惑駐車防止に関する誓約書	※																△	△	△
位置図	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
字限図	※		○														○	○	
現況図	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土地利用計画図	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
造成計画平面図	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
造成計画断面図	※		○		○	○													
給排水計画図	※		○		○	○					○								○
緑化計画図	※																		○
工作物構造図	※		○																○
求積図	※																		○
電波障害予測図	※																		○
日影図	※																		○
建築計画図	※	○									○	○							○
⑨着工届・⑩完了届 ⑪緑地完了届	※																		○

	建築物の建築を伴うもの 宅地造成・宅地分譲等													※住宅課					
	資材置場、駐車場等の造成 (露天)																		
	住宅課	都市計画課	土木管理課	交通政策課	道路・河川課	環境政策課	スポーツ・文化振興課	教育委員会教育総務課	危機管理課	上下水道課	中消防署	農林課	農業委員会	商工観光労政課	企業立地推進課	駐車場・資材置場等	中高層建築物	開発許可に伴う協議	
①協議申請書	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②開発事業概要書	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③隣接土地所有者一覧	※		○																
④説明会(協議)経過書	※																		
⑤表示標識設置報告書	※																		
⑥誓約書(開発・中高層)	※																		
⑫社員寮に関する建築計画書	※																△	△	△
迷惑駐車防止に関する誓約書	※																△	△	△
位置図	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
字限図	※		○														○	○	
現況図	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土地利用計画図	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
造成計画平面図	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
造成計画断面図	※		○		○	○													
給排水計画図	※		○		○	○					○								○
緑化計画図	※																		○
工作物構造図	※		○																○
求積図	※																		○
電波障害予測図	※																		○
日影図	※																		○
建築計画図	※	○									○	○							○
⑨着工届・⑩完了届 ⑪緑地完了届	※																		○

・事業内容により必要に応じて登記簿謄本、現況写真等、施行同意書、構造計算書を添付すること。  
 ・住宅系の開発事業については、地元自治会との自治会加入に関する協議結果報告書(位置図、土地利用計画平面図(A3縮小版))を添付を協議申請書とは別に2部提出すること。  
 ・事業内容により協議書類に変更が生じる場合があるので、事前に担当課と協議すること。  
 ・工業系用途地域での住宅開発については、協議申請に先立ち工業系用途地域住宅開発申出書を提出すること。

・事業内容により必要に応じて登記簿謄本、現況写真等、施行同意書、構造計算書を添付すること。  
 ・住宅系の開発事業については、地元自治会との自治会加入に関する協議結果報告書(位置図、土地利用計画平面図(A3縮小版))を添付を協議申請書とは別に2部提出すること。  
 ・事業内容により協議書類に変更が生じる場合があるので、事前に担当課と協議すること。  
 ・工業系用途地域での住宅開発については、協議申請に先立ち工業系用途地域住宅開発申出書を提出すること。

注1 老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等の場合は、長寿福祉課へも図書を配布(都市計画課と同じもの)  
 注2 住宅系開発については、位置図、概要書を自治振興課へ配布  
 注3 まちづくり基本構想(後継プラン)地区内は、企業立地推進課へも図書を配布

注1 老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等の場合は、長寿福祉課へも図書を配布(都市計画課と同じもの)  
 注2 住宅系開発については、位置図、概要書を自治振興課へ配布  
 注3 まちづくり基本構想(後継プラン)地区内は、企業立地推進課へも図書を配布

「栗東市開発事業に関する指導要綱」協議申請にかかる事業者の申請部数

「栗東市開発事業に関する指導要綱」協議申請にかかる事業者の申請部数

申請内容

申請内容

a) 開発事業全般 (資材置き場、駐車場含む)	住宅課 (正副 2 部) 都市計画課 土木管理課 交通政策課 道路・河川課 環境政策課 スポーツ・文化振興課 教育委員会教育総務課 <u>国・県事業対策課</u> 危機管理課	<u>11部</u>
b) 農地転用を伴う場合	農業委員会	1部
c) 給排水を伴う場合	上下水道課	1部
d) 建築物を建築する場合 宅地造成・宅地分譲する場合	所轄消防署	1部
e) 工場又は店舗を計画する場合	商工観光労政課 (店舗) 企業立地推進課 (工場)	1部
f) 山林が含まれる場合・ 農地転用を伴う場合・ 周辺に農業用水路が存在する場合	農林課	1部

a) 開発事業全般 (資材置き場、駐車場含む)	住宅課 (正副 2 部) 都市計画課 土木管理課 交通政策課 道路・河川課 環境政策課 スポーツ・文化振興課 教育委員会教育総務課 <hr/> 危機管理課	<u>10部</u>
b) 農地転用を伴う場合	農業委員会	1部
c) 給排水を伴う場合	上下水道課	1部
d) 建築物を建築する場合 宅地造成・宅地分譲する場合	所轄消防署	1部
e) 工場又は店舗を計画する場合	商工観光労政課 (店舗) 企業立地推進課 (工場)	1部
f) 山林が含まれる場合・ 農地転用を伴う場合・ 周辺に農業用水路が存在する場合	農林課	1部

部数計算

部数計算

- 農地を転用し、分譲宅地を計画する場合  
a) + b) + c) + d) + f) = 15部
- 既存の資材置き場にコンビニを建築する場合  
a) + c) + d) + e) = 14部
- 開発許可申請に伴う協議を行う場合  
住宅課 (正副 2 部) = 2部

- 農地を転用し、分譲宅地を計画する場合  
a) + b) + c) + d) + f) = 14部
- 既存の資材置き場にコンビニを建築する場合  
a) + c) + d) + e) = 13部